

第4 生活保護班

1 生活保護

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする(生活保護法第1条)

この原理は、生活保護法という法律の目的を規定した、最も根本的な原理であり、具体的には、生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきことを規定したものである。

生活保護には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

中部福祉事務所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少。平成6年度から平成8年度までは増加傾向にあったものの、平成9年度から平成10年度までは減少。平成11年度以降は、毎年増加し続けている。

(1) 年度別保護の状況

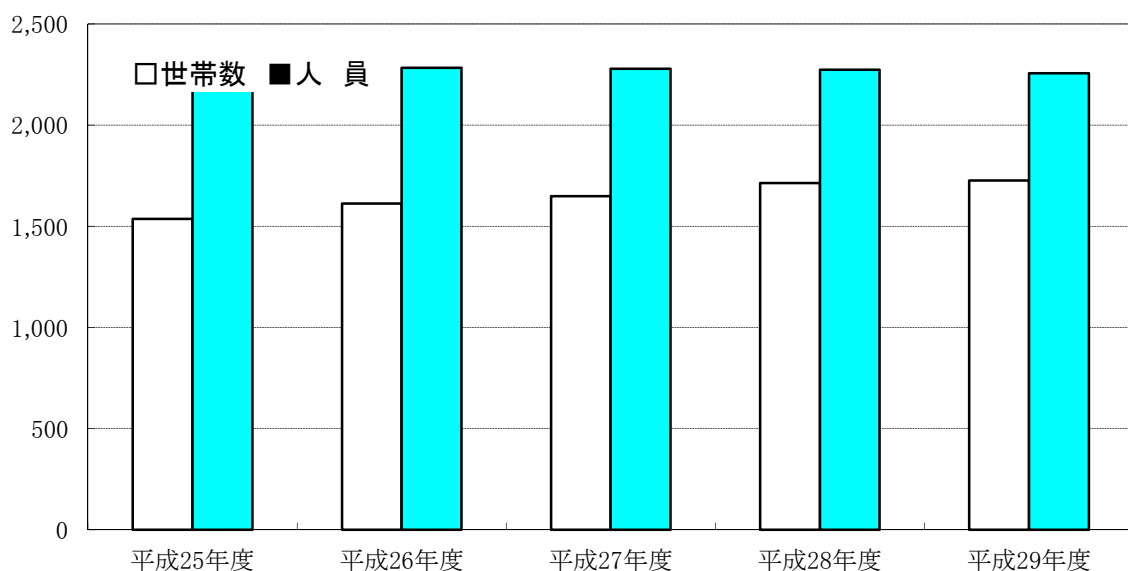
(単位:世帯、人、%)

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生 活		住 宅		教 育		医 療		介 護		そ の 他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成25年度	146,759	1,537	2,232	15.21	1,354	1,995	1,070	1,601	131	226	1,182	1,438	368	377	66	78
平成26年度	147,891	1,613	2,283	15.44	1,429	2,042	1,127	1,639	117	201	1,225	1,472	392	399	73	85
平成27年度	148,863	1,648	2,279	15.31	1,462	2,047	1,163	1,620	113	199	1,263	1,365	364	367	61	75
平成28年度	149,578	1,713	2,273	15.20	1,427	1,989	1,179	1,624	104	180	1,275	1,584	450	454	60	75
平成29年度	150,743	1,727	2,256	14.97	1,474	1,933	1,203	1,749	84	148	1,385	1,608	480	487	49	56

扶助別世帯人員は当該年4月から翌年3月までの平均値を計上してある。

(2) 年度別保護実施状況

(単位:世帯、人)



(3) 労働力類型別世帯の推移

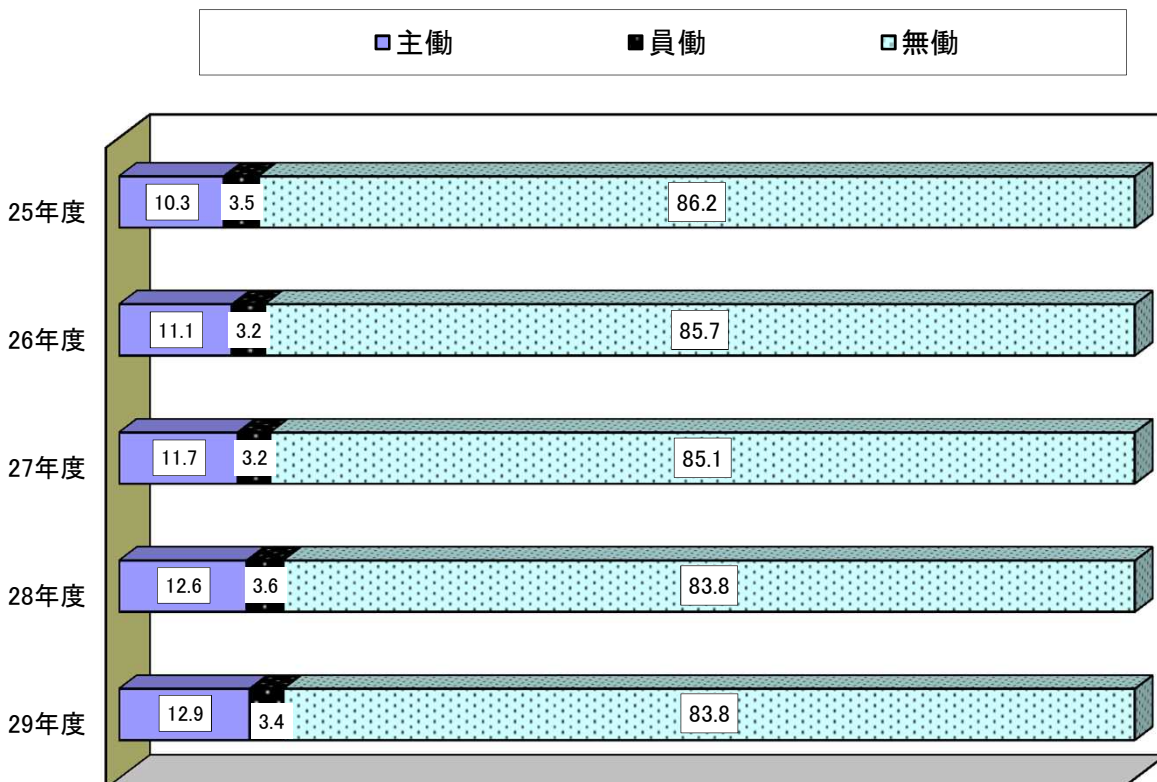
平成29年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度より0.3ポイント増加。世帯員の働いている世帯(員働)は前年度より減少している。

ア 労働力類型別世帯数

(単位:世帯、%)

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
25	1,534	158	116	16	2	24	53	1,323	10.3	3.5	86.2
26	1,610	179	128	14	2	35	52	1,379	11.1	3.2	85.7
27	1,671	195	112	12	2	69	54	1,422	11.7	3.2	85.1
28	1,713	215	120	12	2	81	62	1,436	12.6	3.6	83.8
29	1,727	222	123	13	1	85	58	1,447	12.9	3.4	83.8

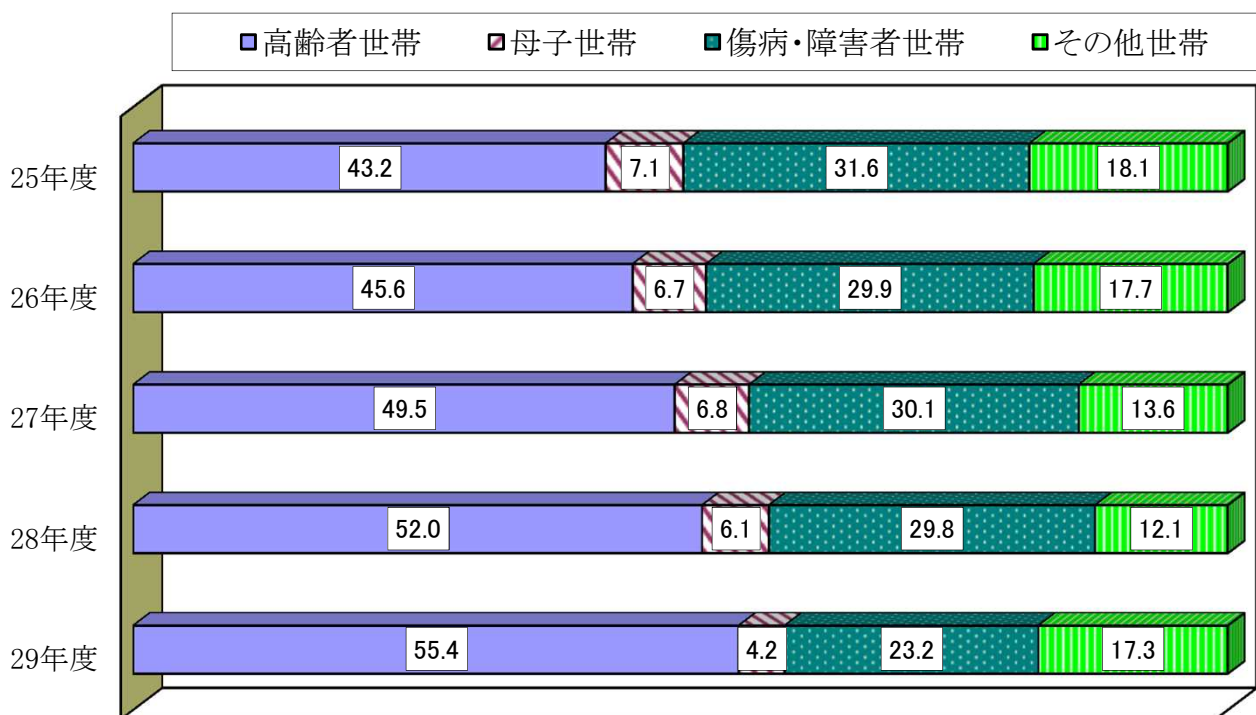
イ 労働力類型別世帯数の構成比 (%)



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成29年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べ高齢者世帯が3.4ポイント増となっており、母子家庭は1.9ポイント減、傷病・障害世帯は6.6ポイント減、その他世帯は5.2ポイント増となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移の構成比 (%)



イ 世帯類型別世帯の年次推移 (年度平均)

(単位:世帯)

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
25	662	109	485	278	1,534
26	734	108	481	285	1,608
27	827	113	503	228	1,671
28	891	104	510	208	1,713
29	956	72	401	298	1,727

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成29年度における保護開始を原因別でみると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く38.5%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が33.4%、「その他」が48.9%、「働きによる収入増」が9.3%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が8.2%となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件、%)

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	収入の減少・支出の増 疾病による	死亡・別離・行方不明	減 少 喪失 仕送り・年金等の	その他	総数	疾病の治癒	働きによる収入増	死亡・失踪	働きによらない収入増 年金・仕送り等	その他
25	実数	254	32	80	8	76	58	173	1	18	59	6	89
	構成比	100	12.6	31.5	3.1	29.9	22.9	100	0.6	10.4	34.1	3.5	51.4
26	実数	249	12	78	9	77	73	214	1	25	56	9	123
	構成比	100	4.8	31.3	3.6	30.9	29.4	100	0.5	11.7	26.2	4.2	57.4
27	実数	232	10	72	2	80	68	170	0	15	59	12	84
	構成比	100	4.3	31.0	0.9	34.5	29.3	100	0.0	8.8	34.7	7.1	49.4
28	実数	278	10	119	6	73	70	243	0	21	92	14	116
	構成比	100	3.6	42.8	2.2	26.3	25.1	100	0.0	8.6	37.9	5.8	47.7
29	実数	273	16	110	5	82	63	259	0	23	86	22	128
	構成比	100	5.9	40.3	1.8	30.0	22.0	100	0.0	8.9	33.2	8.5	49.4

(6) 保護開始・廃止の状況

平成29年度の保護の新規申請件数は413件で、前年度より65件減少。そのうち、保護開始決定したのは273件で前年度より14世帯増となっているが、保護開始率は、11.9%増となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

(単位:件、世帯、%)

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
25	444	94	72	254	397	173	243	57.2
26	416	85	105	249	347	214	304	59.9
27	387	67	77	232	312	170	215	59.9
28	478	130	69	259	355	170	319	54.2
29	413	97	51	273	376	257	341	66.1

(7) 医療扶助の状況

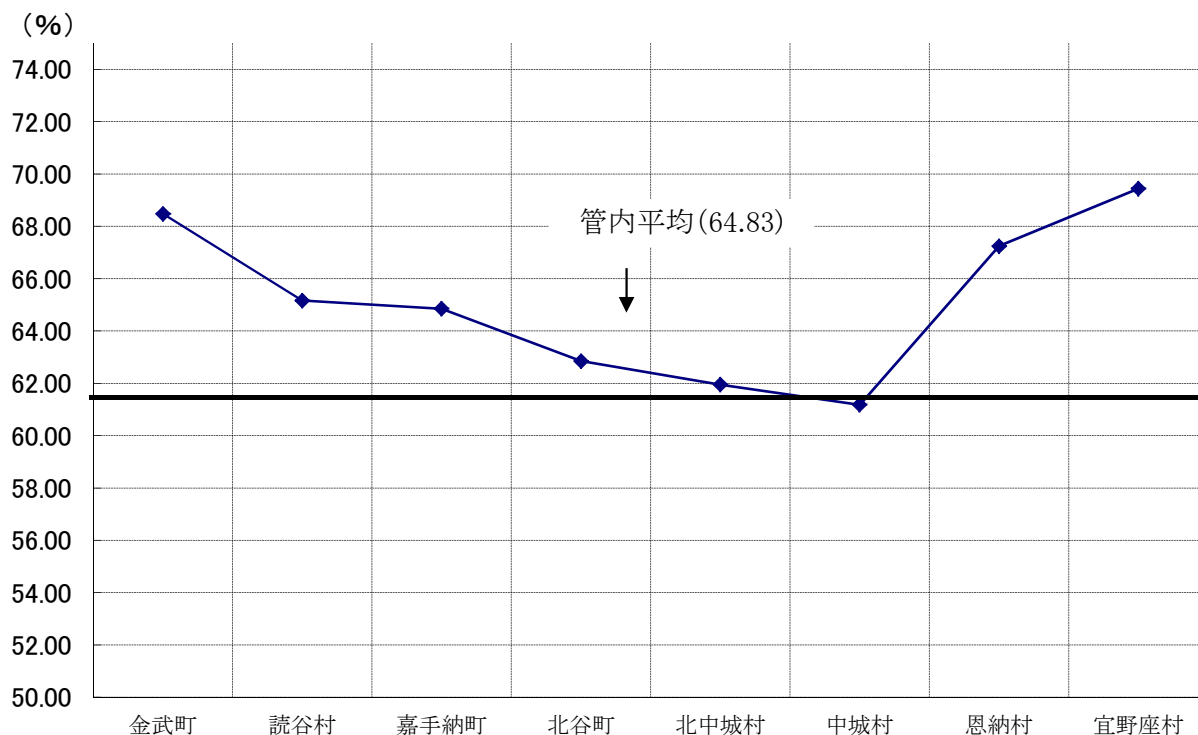
平成20年度以降、精神科入院は減少傾向を示していたが、平成23年度から増加。平成26年度から27年度は2年連続して減少したが、28年度から再び増加している。

ア 医療扶助の推移(月平均)

(単位:人、%)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
25	2,225	1,437	64.58	134	0	64	70	1,303	0	2	1,301
26	2,273	1,472	64.76	130	0	61	69	1,342	0	2	1,340
27	2,279	1,492	65.47	142	0	57	85	1,350	0	5	1,345
28	2,273	1,584	69.69	147	0	59	87	1,437	0	5	1,432
29	2,256	1,622	71.90	158	0	64	94	1,464	0	2	1,462

イ 町村別医療扶助の状況(平成29年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成29年度) (単位:人、%)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	349	239	68.48
読 谷 村	508	331	65.16
嘉 手 納 町	421	273	64.85
北 谷 町	428	269	62.85
北 中 城 村	226	140	61.95
中 城 村	152	93	61.18
恩 納 村	116	78	67.24
宜 野 座 村	72	50	69.44
計	2,272	1,473	64.83

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成30年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		9	9	18	1	3	4	
障害者	身体障害	1	0	1	0	0	0	
	精神障害	5	8	13	1	3	4	
	心身の重複障害	2	1	3	0	0	0	
出身地別	恩納村	2	0	2	0	1	1	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	2	1	3	0	1	1	
	読谷村	1	3	4	0	0	0	
	嘉手納町	2	1	3	0	0	0	
	北谷町	1	2	3	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	1	1	2	
	中城村	0	2	2	0	0	0	
在園期間別	1年未満	1	1	2	0	0	0	
	1年以上～3年未満	1	0	1	0	0	0	
	3年以上～5年未満	1	0	1	0	0	0	
	5年以上～10年未満	1	2	3	1	1	2	
	10年以上	5	6	11	0	2	2	
疾病	精神科	6	8	14	1	2	3	
	一般	2	0	2	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成29年度 単位：円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	4,569,627	3,053,310	20,629,120	26,540,004	20,543,055	23,355,865	11,253,289	8,802,221	118,746,491
5月	4,721,556	2,946,734	20,127,220	26,771,082	20,760,338	22,389,122	11,185,402	9,342,193	118,243,647
6月	4,838,805	2,923,107	20,529,584	27,215,116	20,788,167	22,261,016	11,067,078	8,870,510	118,493,383
7月	5,289,223	2,853,117	21,106,735	26,931,765	21,059,246	21,708,177	10,919,048	9,674,770	119,542,081
8月	6,256,437	3,483,121	20,644,262	26,683,152	20,928,038	23,314,791	11,073,293	9,774,893	122,157,987
9月	5,261,441	3,266,400	20,861,229	26,911,081	21,688,743	21,861,885	11,035,071	9,852,001	120,737,851
10月	4,573,728	3,012,346	21,539,875	25,545,842	21,286,159	21,607,856	11,580,091	9,569,563	118,715,460
11月	5,117,339	2,921,778	21,663,518	25,853,159	21,397,547	22,299,535	11,769,853	10,311,022	121,333,751
12月	6,136,296	4,177,362	25,356,276	30,177,225	25,657,819	26,484,442	13,528,597	12,106,018	143,624,035
1月	4,776,925	3,197,520	21,584,548	25,214,983	21,623,605	22,460,851	11,676,704	10,324,285	120,859,421
2月	4,578,029	3,043,849	21,179,573	25,468,532	21,509,385	22,129,538	11,308,606	9,558,909	118,776,421
3月	4,854,069	3,071,545	21,812,346	26,414,305	21,939,396	23,525,584	11,815,091	10,257,812	123,690,148
計	60,973,475	37,950,189	257,034,286	319,726,246	259,181,498	273,398,662	138,212,123	118,444,197	1,464,920,676